平成２４年（フ）第１３２号
岐阜県美濃市大矢田1680番地１
債務者　井川　順子
１　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２７８号
岐阜県瑞穂市牛牧1382番地12
債務者　和田真梨子
１　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１２３８号
京都市右京区西京極東池田町12番地　メゾン・ド・ハラ205号室
債務者　田中　栄一
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１２４３号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地の58　向島市営住宅１－２棟1112号
債務者　谷　　宏康
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
兵庫県伊丹市北園３丁目39番地１　ラントリッヒハウス201号
債務者　神達　孝一
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４９２号
兵庫県姫路市西大寿台３番16号
債務者　十河　雅代（旧姓上柳）
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４９４号
兵庫県姫路市飾磨区今在家1044番地15北野荘北棟－４
債務者　杦　　久光
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第６５号
兵庫県加東市家原616番地２　家原団地６－102号
債務者　お好み焼きつかさこと　金子　久光
１　決定年月日時　平成24年11月５日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第１３８３号
広島市南区東雲１丁目６番23号
債務者　仁井谷智子
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９０８号
広島市南区皆実町１丁目２番６－201号
債務者　山﨑　孝子（旧姓服部）
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１００６号
広島市南区仁保新町１丁目１番９－404号
債務者　國知　恭子（旧姓廣瀬・奥部）
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第８２号
愛媛県宇和島市三間町大内139番地
債務者　武田　妙子
１　決定年月日時　平成24年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２４年（フ）第１６７号
福岡市東区八田２丁目38番22号
債務者　山本あけみ
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１１２１号
福岡市中央区清川１丁目11番５－1101号
債務者　松井　義能
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１４９２号
福岡市中央区地行１丁目13番18－21号
債務者　村田　敏幸
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５７０号
福岡市西区生の松原１丁目19番11号
債務者　西田　智春
１　決定年月日時　平成24年10月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４７号
福岡県宗像市鐘崎219番地60
債務者　権田　秀雄
１　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６４８号
福岡県宗像市鐘崎219番地60
債務者　権田八重子
１　決定年月日時　平成24年10月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部